

**見直した高潮特別警戒水位は  
県の定める水防計画の変更（令和6年4月末予定）をもって、運用を開始します。**

## 高潮特別警戒水位の見直しについて

### 水防法（抜粋）

第13条の3（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

### 1 高潮特別警戒水位の位置付け

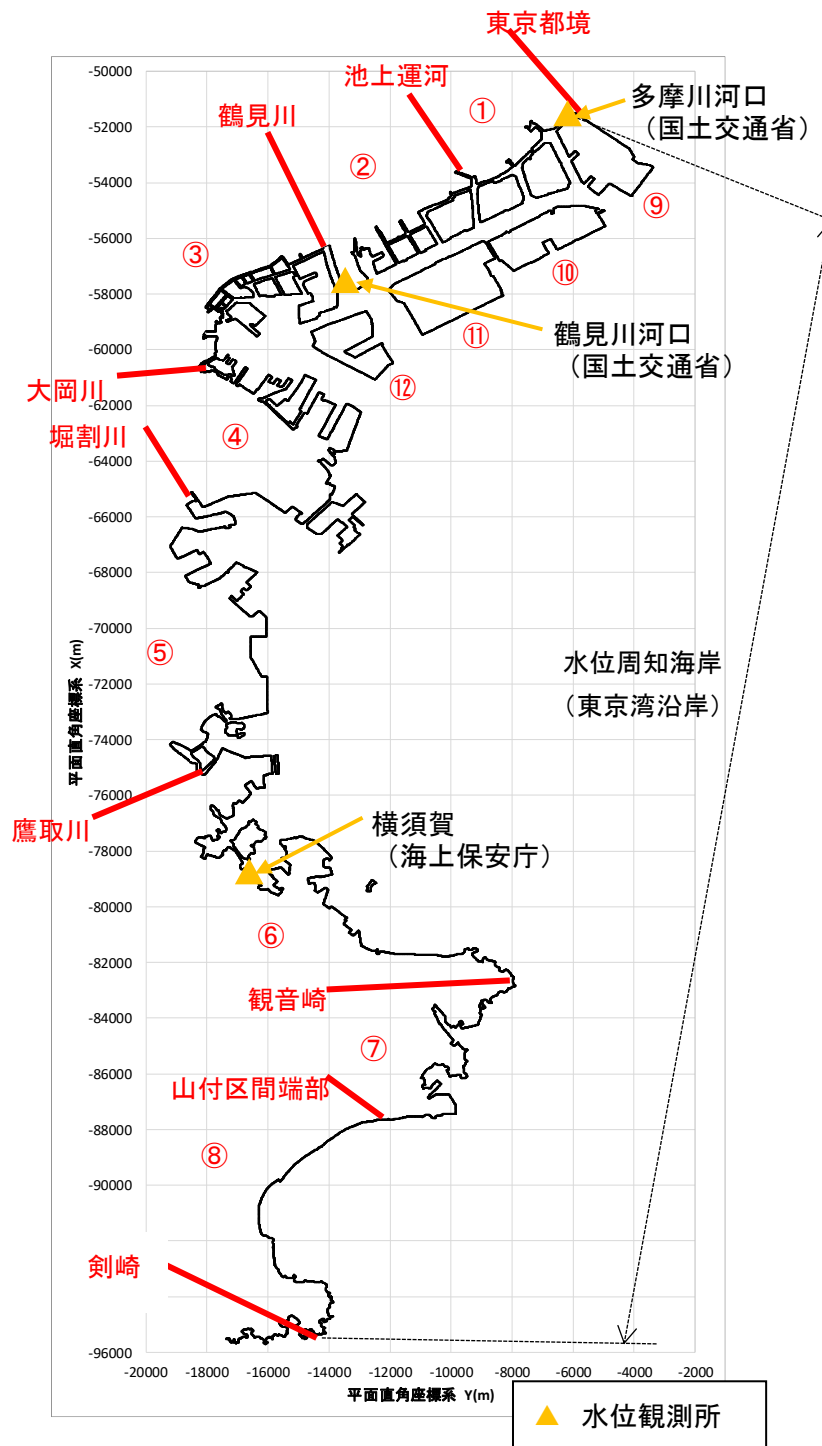
- ・ 高潮特別警戒水位は、住民等の避難に資する情報を提供するために定める。
- ・ 具体的には、緊急安全確保に要する時間や水位の上昇速度等を考慮する。
- ・ 潮位が明確に上昇する時刻には、屋外では暴風により危険な状況となるため、潮位のみで水平避難（屋外での避難行動）を呼びかけることは避ける。
- ・ 一方、暴風となる前に避難を完了させることも考慮すると、相当低い潮位で高潮特別警戒水位を設定することとなる。
- ・ 各市の避難指示（水平避難）発令基準は、これまで通り気象庁が発表する高潮警報や暴風警報を原則とする。  
※ 気象庁は、発表基準に到達すると予測される3～6時間前に気象警報を発表する。
- ・ 高潮特別警戒水位は、垂直避難（屋内での安全確保）を呼びかける最終勧告とする。

### 2 高潮特別警戒水位の設定方法

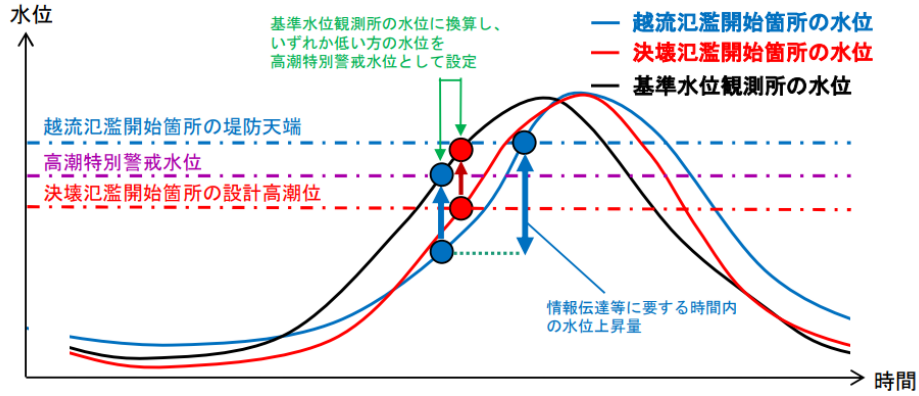
- ・ 河川や丘陵地などの地形特性を考慮して一連の氾濫区域とみなせる12区間に分割し、水位を周知する区間を設定する。
- ・ 情報伝達等に要する時間は、情報伝達に要する時間10分、緊急安全確保に要する時間5分の計15分とする。
- ・ 今回の見直しにあたっては、堤防などの海岸保全施設により守られる土地だけでなく、海岸保全施設より海側にある沿岸の土地の地盤高も考慮して検討を行った。
- ・ 各区間で、「決壊氾濫開始箇所の計画高潮位」と、「越流氾濫開始箇所の天端高から情報伝達等に要する時間内の水位上昇量を差し引いた水位」を基準水位観測所の水位に換算し、そのどちらか低い方の水位を高潮特別警戒水位（候補）とする。

※ 氾濫開始箇所の選定、情報伝達等に要する時間内の水位上昇量の把握及び基準水位観測所の水位への換算は高潮浸水シミュレーション（想定最大台風の条件）の結果による。

- 対象海岸の法線方向や内湾・外湾等の地理的特性によって氾濫開始水位が異なることから、高潮特別警戒水位の運用に留意し、市町村区分に基づいた①川崎市、②横浜市、③横須賀市・三浦市の3区間それぞれについて、区間内に位置する高潮特別警戒水位（候補）のうち、最も低い水位を高潮特別警戒水位として見直し設定する。



水位を周知する区間（12区間）



出典：高潮特別警戒水位の設定の手引き(Ver.1.10)（令和4年5月）

### 高潮特別警戒水位の設定イメージ

表. 12 区間の高潮特別警戒水位（候補）と3区間に集約した水位

| 市           | エリア    | 現行水位<br>[T. P.] | 水位（候補）<br>[T. P.] | 見直し水位<br>[T. P.] |
|-------------|--------|-----------------|-------------------|------------------|
| 川崎市         | 川崎港東部  | 2.85m           | 1.85m             | 1.50m            |
|             | 川崎港西部  | 2.90m           | 1.50m             |                  |
|             | 浮島     | 2.85m           | 1.75m             |                  |
|             | 東扇島    | 3.00m           | 1.70m             |                  |
|             | 扇島     | 3.05m           | 1.55m             |                  |
| 横浜市         | 横浜港北部  | 1.40m           | 1.45m             | 1.35m            |
|             | 横浜港中部  | 2.05m           | 1.80m             |                  |
|             | 横浜港南部  | 1.40m           | 1.35m             |                  |
|             | 大黒ふ頭   | 1.70m           | 1.60m             |                  |
| 横須賀市<br>三浦市 | 横須賀港北部 | 1.70m           | 1.90m             | 1.65m            |
|             | 横須賀港南部 | 1.80m           | 1.65m             |                  |
|             | 金田湾    | 1.50m           | 1.85m             |                  |

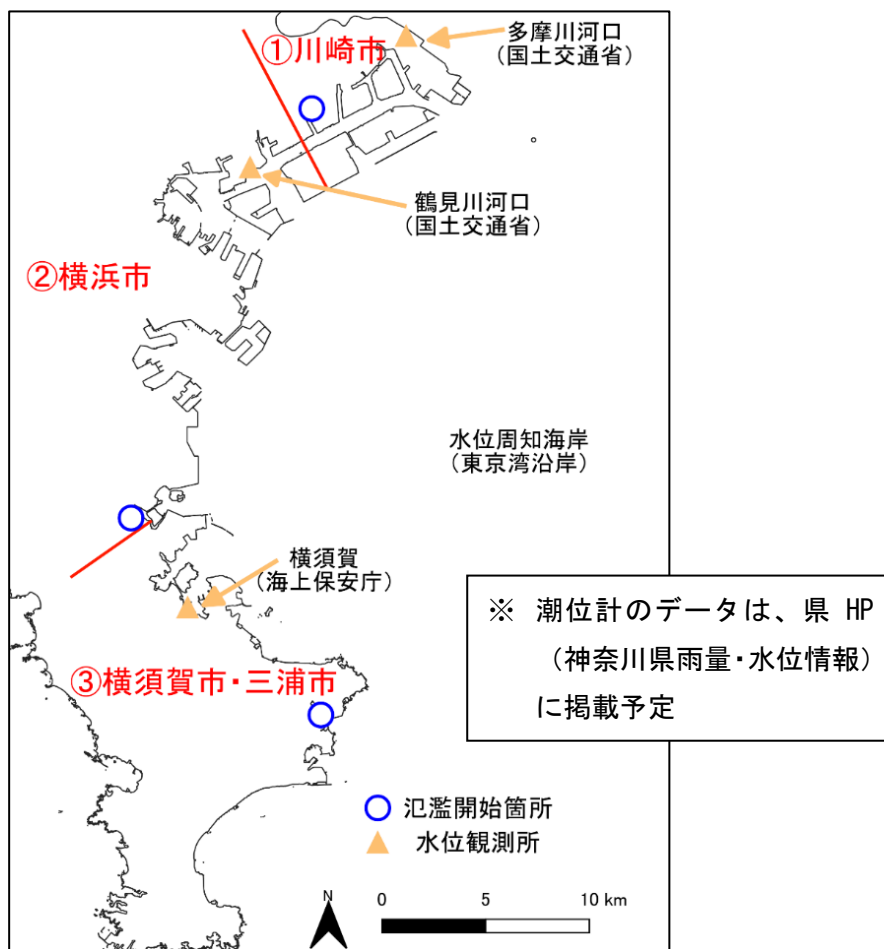
### 3 市町村区分毎における高潮特別警戒水位の設定

| 市町村区分       | 越流氾濫        |           |                           |   | 決壊氾濫        |                   | 高潮注意報<br>基準潮位 | 高潮警報<br>基準潮位 | 高潮特別<br>警戒水位 |
|-------------|-------------|-----------|---------------------------|---|-------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
|             | 基準水位<br>観測所 | 現況<br>天端高 | 情報伝達等に<br>要する時間分<br>遡った水位 |   | 基準水位<br>観測所 | 設計高潮位             |               |              |              |
| 川崎市         | 鶴見川<br>河口   | 1.62m     | 1.456m<br>⇒ <b>1.540m</b> | < | 鶴見川<br>河口   | 2.666m<br>⇒2.603m | 1.4m          | 2.6m         | <b>1.50m</b> |
| 横浜市         | 横須賀         | 1.48m     | 1.404m<br>⇒ <b>1.364m</b> | < | 横須賀         | 2.200m<br>⇒2.173m | 1.4m          | 2.3m         | <b>1.35m</b> |
| 横須賀市<br>三浦市 | 横須賀         | 1.96m     | 1.572m<br>⇒ <b>1.656m</b> | < | 横須賀         | 1.895m<br>⇒1.739m | 1.5m          | 1.7m         | <b>1.65m</b> |

- ・ 情報伝達等に要する時間分遡った水位及び計画高潮位はそれぞれ、上段が氾濫開始箇所の水位、下段が基準水位観測所の水位に換算した水位である。
- ・ 高潮特別警戒水位は基準水位観測所の水位に換算した水位を使用する。
- ・ 高潮特別警戒水位は基準水位観測所の水位を5cm単位で切り捨てた水位とする。

※ 高潮特別警戒水位が高潮警報発表基準潮位を下回る箇所もあるが、気象警報は基準値に達すると予測される時刻の3～6時間前に発表されるため、発表時刻の潮位は高潮特別警戒水位を下回っていると考えられる。

※ 高潮特別警戒水位は高潮浸水シミュレーション（想定最大台風の場合）結果の水位を基に設定しているため、波浪が卓越した際における、越波の影響は考慮されていない。



高潮特別警戒水位の設定区間